



川口市立高等学校 〈全日制課程〉

平成31年度入学者選抜 生徒募集要項

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-1-40

HP <https://kawaguchicity-hs.ed.jp>

TEL 048-483-5917 FAX 048-262-5081

1 募集人員

理数科	40名
普通科	320名
文理スポーツコース	120名

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ平成31年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 平成31年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

3 通学区域

埼玉県の区域とする。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料

(ア) 2,200円を出願の際に現金で納入する。入学願書に埼玉県収入証紙を貼らないこと。

(イ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

(ア) 本校の全日制的課程及び定時制の課程それぞれに志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

(イ) 過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

ア 志願者が提出するもの

提出書類	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	平成31年2月18日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月19日(火) 午前9時から正午まで
提出方法	窓口を持参する。郵送による出願は受け付けない。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表	
提出期間及び受付時間	平成31年2月15日(金)を配達指定日とすること。	平成31年2月18日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月19日(火) 午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。

5 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 本校における全日制の課程と定時制の課程の双方に、「入学願書」を提出することはできない。

6 第2志望

理数科と普通科(文理スポーツコースを除く)の間で、相互に第2志望を認める。

第2志望を希望する場合の「入学願書」の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

7 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

平成31年2月21日(木)から2月22日(金)まで
2月21日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月22日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 手続

志願先変更を希望する場合は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内にそれぞれ手続を完了させること。

なお、志願先変更の手続きは、郵送によることはできない。

(3) 入学選考手数料

ア 県立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、新たに2,200円を現金で納入すること。

イ 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(4) 本校の学科間における志願先変更

出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、本校校長に提出した後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。なお、志願先変更の手続きは、郵送によることはできない。

(5) 第2志望のみの変更

「(4)本校の学科間における志願先変更」による。その際、受検票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

8 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票 を速やかに本校校長に提出すること。

9 学力検査

- (1) 志願者は、平成31年2月28日（木）に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。

英語にはリスニングテストを含む。

- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

ア 実施日	平成31年2月28日（木）
イ 集合時刻	午前8時40分
ウ 集合場所	本校

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 携行品 受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、弁当、上ばき

検査時に使用を認めるもの	携行してはいけないもの
○鉛筆 (シャープペンシルも可。) ○消しゴム ○三角定規 (直定規も可。) ○コンパス ○計時機能のみの時計	●学力検査に必要なもの ●学力検査の公平性を損なうおそれのあるもの (例) 下敷き 分度器 (もしくは類似機能を持つ文具類) 文字、公式等が記入された定規等 和歌や格言等が印刷された鉛筆等 色鉛筆、蛍光ペン、ボールペン 計算機、計算機能や辞書機能等のある時計 携帯電話等の電子機器類 (時計がわりの使用も認めない。)

(注意) 受検票は常に携行し、検査中は定められた場所に置くこと。

10 面接

- (1) 文理スポーツコースにおいて、平成31年3月1日（金）に実施する。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
- (3) 詳細は、学力検査当日に連絡する。

11 追検査

- (1) 急病その他やむを得ない事情により、全ての学力検査が受検できなかった志願者は平成31年3月5日（火）に実施する追検査を受検することができる。
- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を平成31年3月1日（金）正午までに本校校長に提出すること。
- (3) 本校校長は、追検査を承認したときは、「追検査受検承認証」を交付すること。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 「追検査受検願」を提出した志願者に対しては、3月1日（金）の面接を実施しない。また、追検査においても面接を実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜においては3月5日（火）に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は本校とする。
- (7) 追検査の日程、配点等は、学力検査による。

12 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

1	日時	平成31年3月8日(金)	午前9時
2	場所	本校	
3	方法	受検番号を掲示する。 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。	

- (2) 入学許可候補者は、「受検票」を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。
 (3) 入学許可候補者の受検番号一覧を本校ホームページに掲載する。詳細は、別に連絡する。
 (4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

13 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

(1) 募集人員等

募集人員は定めない。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

(2) 出願資格

平成31年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまづきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

(3) 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中中学校長を経て、入学願書とともに本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

(4) 第2志望の扱い

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科においてはこの選抜の対象としない。

(5) 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

(6) 面接

ア 面接は個人面接とし、理数科及び普通科においては平成31年2月28日(木)に実施し、文理スポーツコースにおいては平成31年3月1日(金)に実施する。

イ 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

ウ 詳細は、学力検査当日に連絡する。

13 その他

(1) 私立中学校及び県外の中学校等から出願を希望する場合、又は帰国生徒特別な選抜に出願を希望する場合は、川口市立高等学校まで問い合わせること。

(2) 海外の中学校等から出願を希望する場合は、川口市教育委員会まで問い合わせること。

TEL 048-258-1256

<会場案内>



<交通案内>

J R 西川口駅東口	バス ⑤番乗り場「上青木循環」、 「SKIP シティ循環」にて約8分 「川口市立高校」下車 徒歩 約25分
J R 川口駅東口 (川口そごう前)	バス ⑦番乗り場「戸塚安行駅」、 「東川口駅」行き ⑧番乗り場「新井宿駅」行き ⑨番乗り場「鳩ヶ谷谷団住宅」行き にて約13分「川口市立高校」下車
埼玉高速鉄道 鳩ヶ谷駅西口	バス ③番乗り場「川口駅東口」行き にて約12分「川口市立高校」下車 徒歩 約20分